

議案第 8 1 号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

こども・健康部保険年金課

1 本議案の目的

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）による高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）の一部改正に伴い、被保険者証が令和 6 年 1 2 月 2 日をもって廃止となることから、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がある。

2 規約の変更内容

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約別表 1（第 4 条関係）中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

3 施行年月日

令和 6 年 1 2 月 2 日から施行

担当

こども・健康部保険年金課高齢者医療係  
電話 4 6 3 - 1 9 2 8